

平成 30 年度

島根県教育職員(実習助手・寄宿舍指導員) 採用候補者選考試験実施要項

島根県教育委員会

○出願期間：平成 29 年 9 月 22 日(金)～10 月 4 日(水)

○試験日：平成 29 年 10 月 21 日(土)・10 月 22 日(日)

○結果通知：平成 29 年 11 月 15 日(水)

1 目的

この選考試験は、平成 30 年度島根県立学校の教育職員(実習助手・寄宿舍指導員)の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	採用予定人員
実習助手	農業	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	若干名
	農業 (障がいのある方を 対象とした選考)	上記に準ずる。	若干名
寄宿舍 指導員		特別支援学校の寄宿舍における幼児、児童又は生徒の 日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	4 名程度

(注 1) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(注 2) 実習助手の勤務場所は、島根県内の県立学校(高等学校・特別支援学校)です。

(注 3) 寄宿舍指導員の勤務場所は、島根県内の特別支援学校です。

(注 4) 採用後は全県的な異動があります。

3 出願資格

(1) 昭和 48 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 地方公務員法第 16 条の欠格事由に該当しない者

【障がいのある方を対象とした選考への応募については、以下の要件も満たすこととします。】

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの者

(4) 自力で通勤が可能であり、介助者なしで実習助手として職務の遂行が可能なる者

4 出願手続

(1) 出願期間 平成 29 年 9 月 22 日(金) から 10 月 4 日(水) まで

・封筒の表に「教育職員選考試験願書在中」と朱書してください。

・持参の場合の受付時間は、月～金曜日の 9 時～17 時とします。

・郵送の場合は、平成 29 年 10 月 4 日(水)の消印があるものまで有効とします。

(2) 願書等の提出先 〒690 - 8502 松江市殿町 1 番地 島根県教育庁学校企画課

(3) 受験票は、10 月 12 日(木)以降に郵送します。受験票が 10 月 18 日(水)までに届かない場合は、島根県教育庁学校企画課に照会してください。

5 提出書類

(1) 平成30年度島根県教育職員 (実習助手・寄宿舍指導員) 採用候補者選考試験願書	様式1に記入してください。 ※ 必ず写真を貼付すること。なお、受験票用に願書と同じ写真 がもう1枚必要です。	1部
(2) 自己アピール	様式2に記入してください。	1部
(3) 連絡用封筒	角形2号封筒(33.2cm×24.0cm)に365円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記してください。 封筒の口には両面テープを貼ってください。	2部

※ 受験票用の写真について：願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を貼付し、受験日に必ず持参してください。

※ 障がいのある方を対象とした選考を志願する場合は、身体障害者手帳を10月21日(土)に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期 日 平成29年10月21日(土)、10月22日(日)
会 場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1
島根県立松江農林高等学校 松江市乃木福富町51
(連絡先) 島根県教育庁学校企画課 TEL0852-22-6608

(2) 試験内容

募集職種	試験内容
農業	一般教養試験、専門教養試験、面接試験、実技試験①(パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理)、実技試験②(農業実習に関する実技試験)
農業 (障がいのある方を 対象とした選考)	一般教養試験、専門教養試験、面接試験、実技試験①(上記に準じたパソコン操作)、 実技試験②(上記に準じた実技試験)
寄宿舍指導員	一般教養試験、面接試験、実技試験(パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成)、場面指導

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成29年11月15日(水)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて学校企画課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)に掲載します。

選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。希望しない場合は、願書の該当欄に×印を記入してください。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成 30 年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。
- (2) 実習助手の名簿登載等について
 - ・名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
 - ・名簿登載され県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。
- (3) 実習助手の選考に当たっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。
- (4) 寄宿舍指導員の選考に当たっては、盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成 31 年 4 月 1 日までとします。
- (6) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

8 その他

- (1) 問合せ先 島根県教育庁学校企画課 TEL0852-22-6608
- (2) 提出書類については、一切返却しません。
- (3) 給与は高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

	高校卒（満18歳）	短大卒（満20歳）	大学卒（満22歳）
初任給	156,084円	173,784円	196,916円

(平成29年4月1日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。